

広島県告示第八百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により次のとおり告示する。

令和六年九月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	一般社団法人 広島県猟友会
住所又は事務所の所在地	広島市中区鉄砲 町四番一号
指定をした日	令和六年九月 二〇日
委託した公金事務に係る歳入等の内容	令和六年度狩猟 者登録手数料等 徴収業務
委託をした日（委託期間）	令和六年九月二〇日 （令和六年九月二〇 日～令和七年三月一 四日）